

福岡県水素グリーン成長戦略会議
令和7年度福岡県FC商用車の運行に係る環境整備補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県水素グリーン成長戦略会議（以下「戦略会議」という。）が実施する令和7年度福岡県FC商用車の運行に係る環境整備補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 運輸部門は国内全体のCO₂排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。中でも、走行時にCO₂を排出せず、走行距離が長く、充填時間が短いFC商用車への期待が高まっている。本補助金は、FC商用車の運行に係る環境整備費用を補助することにより、FC商用車の普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「FC商用車」とは、車載タンクに充填された水素と、空気中の酸素の化学反応によって発生する電気を使ってモーターを駆動させ走行する自動車のうち、トラック及びバスにあたり、商用運用を行うものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者は、福岡県内で水素ステーションを運営しているインフラ事業者、その他これらに準ずるものとして会長の認定を受けたものとし、公募により募集する。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象外とする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、過去5年以内に暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (5) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

- (7) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費となるものは次のとおりとする。

- (1) FC商用車への充填を可能とするために行う水素ステーションのシステム変更に係る工事費用（福岡県内の水素ステーションに限る）
- (2) その他会長がFC商用車の運行のため環境整備が必要と認めたもの

2 補助上限額は次のとおりとする。

補助上限額 1ステーションあたり150万円

(補助金の交付申請等)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、「福岡県FC商用車の運行に係る環境整備補助金交付申請書」（様式第1号）を会長に提出するものとする。

- 2 補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付決定の通知)

第7条 会長は、前条の規定による交付申請があったときは、県内のFC商用車の普及・運行状況を勘案し、補助対象の採否を決定する。FC商用車の普及・運行状況については聞き取りを行うことがある。

- 2 会長は、補助金の交付を決定したときは「福岡県FC商用車の運行に係る環境整備補助金決定通知書」（様式第2号）により、不交付を決定したときは「福岡県FC商用車の運行に係る環境整備補助金不交付通知書」（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。
- 3 会長は交付の決定にあたっては、前条第2項により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。
- 4 会長は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、補助金の額の確定を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 会長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、第10条に定める実績報告の前に「福岡県FC商用車の運行に係る環境整備補助金変更交付申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第9条 前条第2項の補助金交付決定を受けた後に補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ「福岡県FC商用車の運行に係る環境整備補助金事業中止申請書」(様式第5号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、事業終了後又は補助金の交付決定に係る事業期間が終了したときは、14日以内に「福岡県FC商用車の運行に係る環境整備補助金実績報告書」(以下「実績報告書」という。様式第6号)を会長に提出しなければならない。実績報告書を提出する際は経費執行状況の根拠資料となるものを添付すること。また根拠資料が提出後に変更となった際はその旨確実に報告すること。

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査を行い、補助金の額を確定し、「福岡県FC商用車の運行に係る環境整備補助金確定通知書」(様式第7号)により通知する。

なお、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。

- (1) 事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額。
- (2) 補助金交付決定額(交付決定額を変更した場合にあたっては、当該変更後の額)

(補助金の請求及び支払い)

第12条 補助事業者は、補助金の確定通知書を受領後、「福岡県FC商用車の運行に係る環境整備補助金請求書」(以下「請求書」という。様式8号)を会長に提出すること。

2 会長は、前項の請求書を受領後、補助事業者に対して請求書に記載されている指定口座へ確定した補助金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第13条 会長は、次の各号に掲げる場合には、補助事業者に対し、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業に関して、会長が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき
- (2) 補助事業に関して、提出した書類等に虚偽があるとき
- (3) 補助事業を中止したとき

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長が定める期限内に、全額を返還しなければならない。

(1) 本要綱に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき

(3) 実績報告時に提出した根拠資料に変更等があったにもかかわらず、報告を怠ったとき

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第 16 条 会長は、補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他必要な物件を検査できるものとする。

(仕入に係る消費税等相当額に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、「福岡県 FC 商用車の運行に係る環境整備補助金実績報告書」(以下「実績報告書」という。様式 9 号)により、速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等相当額の全額又は一部の返還を命ずる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。